

ポスト

令和7年3月7日
金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア
アカウント

関連リンク

証券取引等監視委員会

CPAAOB 公認会計士・監査審査会

EXPO 2025 首相官邸 大阪・関西万博
特設ページ

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について

金融庁では、「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」等の一部改正（案）につきまして、令和6年12月20日（金曜）から令和7年1月24日（金曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、4の個人及び団体より計4件のコメントをいただきました。ご意見を提出いただいた皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[（別紙1）](#)をご覧ください。

1. 改正の概要

銀行業高度化等会社の業務の内容を変更する場合又は当該業務と異なる業務を新たに営む場合において、業務の大幅な変更がない等の場合に、新規の業務等を開始した後の報告で足りるとする運用に変更するとともに、当該場合における報告事項の内容や留意点等を監督指針に定めるため、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容については[（別紙2）](#)～[（別紙5）](#)を御参照ください。

なお、本件のうち一部については、形式的な変更に係るものであり、行政手続法第39条第4項第8号で定める「軽微な変更」に該当するため、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません。

2. 適用日等






改正後の監督指針は、本日（令和7年3月7日）から適用します。

御意見の送付先

金融庁監督局銀行第二課
郵便：〒100-8967
東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館
URL：<https://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
監督局銀行第二課（内線：3643、3764）
監督局銀行第一課（内線 2786、2783）
監督局銀行第二課協同組織金融室（内線 3307、3315）
監督局保険課（内線 3590）

- （別紙1）  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF:121KB）](#)
- （別紙2）  [「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF:269KB）](#)
- （別紙3）  [「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF: 261KB）](#)
- （別紙4）  [「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF: 238KB）](#)
- （別紙5）  [「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）（PDF: 194KB）](#)

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報道・
広報

政策・
審議
会等

法令・
指針
等

金融
機関
情報

国際
関係
情報

アクセスF S
A
(金融庁広報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000